

【第4号議案】 内閣府公益等認定委員会への公益目的事業の変更認定申請の件

本会が実施する公益目的事業を以下のように変更し、内閣府公益等認定委員会に変更認定の申請を行うことについて、お諮りします。

現行	変更案
【公益目的事業1】消費生活に関する相談、助言、苦情処理等を行う事業 【公益目的事業2】消費生活全般についての講座、セミナー等を開催して行う消費者啓発・消費者教育活動及びそのための人材育成を行う事 【公益目的事業3】消費生活に関する諸問題について調査、資料収集、分析を行いその結果を社会に還元する事業	一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

<変更の理由>

- 本会は、上記のように3つの公益目的事業を実施するとして公益認定を取得した。このため、それぞれの事業区分において収支相償原則を充足する必要があり、決算時に煩雑な処理が生じている。一本化すれば、こうした負担が軽減する。
- 会員の減少に対応して事業の選択と集中を進める必要がある。また、新たな社会課題に柔軟かつ迅速に対応することが難しく、包括的な表現に改めることが適当と考える。
- 公益認定時に、実施するとしていた福祉サービス評価事業についてはすでに事実上廃止を決めているが、現行法では変更認定が必要
- 公益法人化している他の消費者団体（ACAP、全相協）では、公益目的事業は一つで公益認定を取得している。

以上